

経 営 の 状 況

(25年9月末)



愛媛県信用漁業協同組合連合会

1. 事業の概況

県下の漁業を取り巻く環境は、温暖化等の自然環境変化による漁業資源の減少、魚離れによる魚価の低迷に加え、燃油の高騰、また、後継者不足や漁業者の高齢化等により一層厳しいものとなっております。

このような状況の中、JFマリンバンクでは、JFグループ全体の新運動方針における信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)を確実なものにする為、経営健全性の一層の強化を図り、愛媛県らしい金融サービスを提供できるよう「平成25年度末信用事業協同体(統合信漁連)実現」に向けて、取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

○貯金

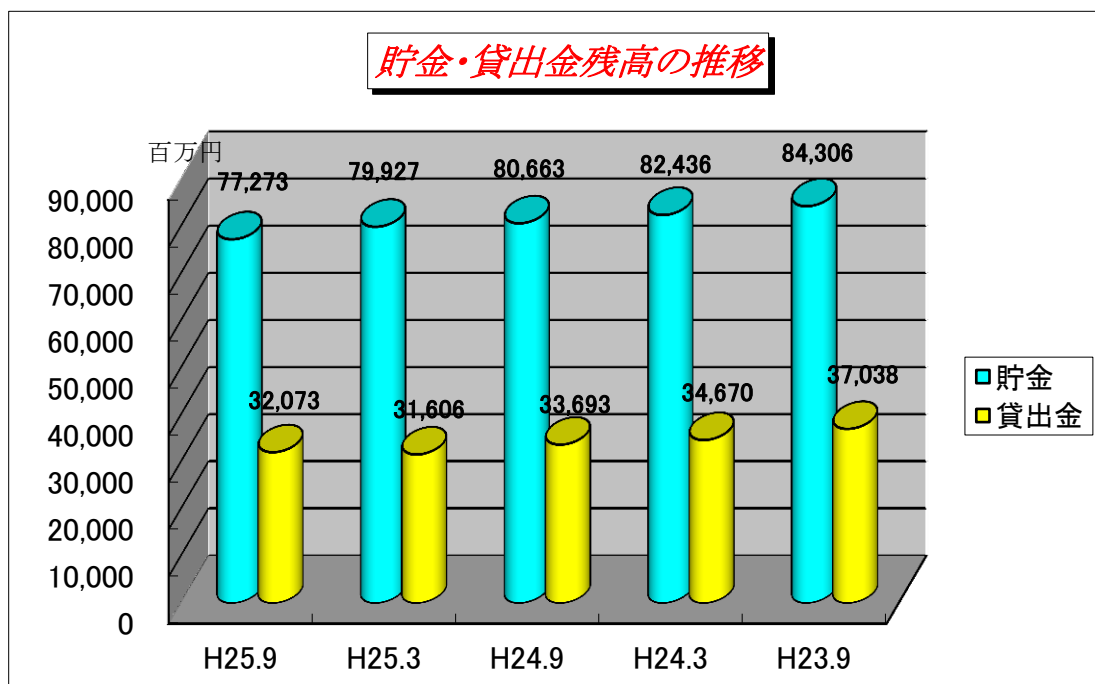
貯金は、本年度も夏期に特別キャンペーンを展開し6億円を獲得しましたが、大口定期貯金流出などがあり、9月末残高773億円で前年同期比34億円減少と大変厳しい結果となりました。

下期においては、目標達成に向けて特別キャンペーンを中心とした推進方策を展開し、貯金量確保に努めます。

○貸出金

貸出金は、9月末残高321億円で、前年同期比16億円減少いたしました。

近代化資金においては、魚類養殖業者への種苗購入・育成資金を中心に上半期23億円の対応を行いましたが増加には至りませんでした。また、長引く景気低迷による販売不振等で漁業経営費および既存債務圧縮を優先する傾向となっております。



○財務収支

漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、事業管理費の削減及び農林中央金庫出資配当金等増加の結果、上半期における経常利益は148百万円、当期剰余金は130百万円となりました。

また、自己資本比率は、「新BIS規制」に従った算定の結果、24.77%となり国内基準の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り、高い健全性を維持しております。

2. 事業方針

当連合会は、平成22年度より協同体構築への取り組みを推進し、平成25年9月末時点における代理店は44店舗となっております。平成25年度からは信用事業協同体として、漁協と信漁連が一体となり、他業務では見られない強力な結びつきと「相互扶助」の理念に基づき、漁業者の事業継続・向上のための金融サービスの提供がJFマリンバンクの使命であるとの認識をもって攻めの事業推進を展開いたします。

この事業方針を実現するために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

《 重点取組事項 》

①信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)確立への展開を行う為に、信用事業実施漁協と協議を重ね信用事業譲渡を円滑に行います。

②貯金量の確保に向けて漁協職員と本会職員が一体となった積極的な浜回り(組合員に対する全戸別訪問)や、取引状況に応じた金利上乘せキャンペーンの実施等の具体的実践事項を展開いたします。

また、当会イメージキャラクター「浜鯛長」を活用したJFマリンバンクの認知度向上活動を行います。

③貸出金平残330億円を目標に、会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応を進め漁業近代化資金を中心とした制度資金の推進を行います。

④内国為替の適切な対応を行うとともに、仕向超過限度の管理等決済リスクへの適切な指導等による安全かつ確実な取扱いに努めます。また、決済業務につきましては公共料金等の各種口座振替、水揚代金の貯金振込決済及び年金振込指定の利用拡充を進めます。

⑤内部管理事務につきましては、自己資本の増強、余裕金の安全かつ効率的な運用を行うと共に、事業管理費の適切な削減について取り組みます。

⑥内部監査態勢等の適切性・有効性については、内部牽制状況・自店検査の適正実施・代理店の事務処理状況の3点を重点的に取り組みます。

3. その他

特筆すべき事項はありません。

4. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成25年9月末	平成25年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	681	704	△ 23
危険債権	9,937	9,430	507
要管理債権	70	6	64
不良債権合計	10,688	10,140	548
正常債権	21,470	21,538	△ 68

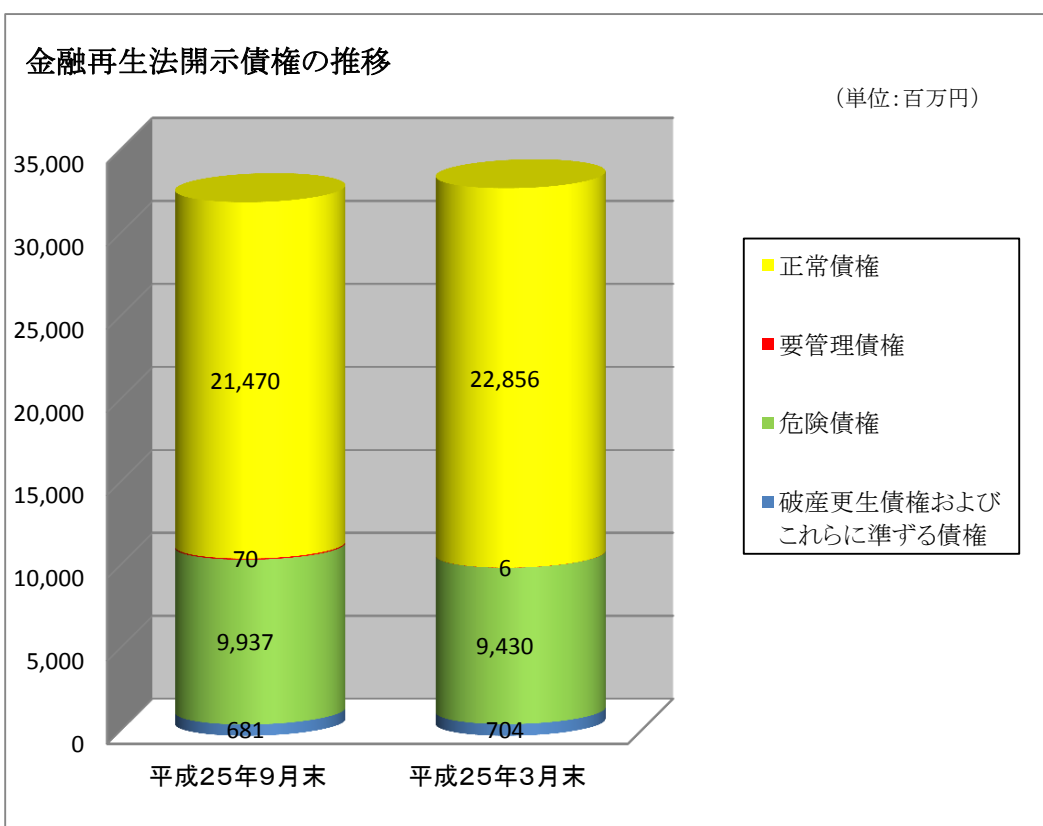
※平成25年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成25年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成25年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。



5. 単体自己資本比率

平成25年9月末	平成25年3月末
24.77%	23.51%

6. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成25年9月末	平成25年3月末
貯 金	77,273	79,927
貸 出 金	32,073	31,606
預 け 金	45,022	48,480
有 価 証 券	—	—